

政府機関の情報セキュリティマネジメントに関する評価結果

2007年8月3日
内閣官房情報セキュリティセンター

評価指標		評価			
		★ (I)	★★ (II)	★★★ (III)	
評価指標		おおむね適切に行われている。	適切に行われているだけでなく、対策を確実に実行するための政府機関の模範となる工夫が見られる。	適切に行われているだけでなく、対策を確実に実行するための政府内外を問わず模範となる先進的な取組みを実施している。	
			○ 対策を確実に実行するための工夫 ○ 政府機関の模範となる水準	○ 対策を確実に実行するための先進的な工夫 ○ 政府内外を問わず模範となる水準	
計画	資源	【担当者の情報セキュリティに係る知識向上】 ①情報セキュリティ対策管理部門の担当者の情報セキュリティ知識向上のための対策を講じているか	官房、人事、宮内、公取、金融、総務、法務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境	警察、外務、防衛 ・ 研修の実施等について、組織として明確な目標を定めている。 ・ 長期的な人材運用の観点から研修を実施している。	
	組織	【総合調整を行う部署の有無】 ①府省庁全体の業務について、その把握や総合調整を行う権限を有する部署があるか	全府省庁		
		【業務・システム最適化における取組みの管理】 ②各府省庁のPMOにおいて、業務・システム最適化の中で、情報システムの安全性・信頼性を確保するための取組みを管理しているか(例えば業務・システム最適化の企画段階での情報システムセキュリティ対策要領の作成、情報システムの構築の要求仕様策定段階での情報セキュリティ要件定義の作成等の管理)	法制、人事、宮内、公取、警察、金融、総務、法務、外務、財務、文科、農水、経産、国交、環境	厚労、防衛 ・ 情報セキュリティを担当するCIO補佐官を定めており、情報セキュリティ要件定義等の作成等においてその意見を反映している。 ・ 情報システムの整備において、安全性・信頼性を確保するために国際規格の評価基準を広く適用している。	
		【情報資産台帳の整備】 ③各府省庁のPMOにおいて、情報資産台帳を整備しているか	法制、内府、宮内、公取、総務、法務、文科、環境	警察、外務、経産、防衛 ・ 情報の格付けを記載事項に含む情報資産台帳を整備しており、適切に更新している。	
		【最高情報セキュリティアドバイザーの設置】 ④最高情報セキュリティアドバイザーを置いていないか(最高情報セキュリティ責任者に助言を行う専門家の有無) [関連: 政府機関統一基準2.1.1(1)(c)]	官房、法制、内府、公取、警察、財務、文科、厚労、農水、経産、国交	金融、総務、法務、外務、環境 ・ 情報セキュリティに係る業務に専ら従事する者を情報セキュリティアドバイザーとして任命しており、当該情報セキュリティアドバイザーを有効に活用している。	
		【幹部職員に対する報告】 ⑤省議等、府省庁幹部職員が出席する会議で当該府省庁の情報セキュリティ状況について報告を行っているか	官房、人事、内府、宮内、公取、金融、総務、法務、外務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境	警察、防衛 ・ 大臣等が出席する会議において、情報セキュリティを議題として扱い、その実施に係る決定・指示が行われている。	
		【横断的な連絡会議等の有無】 ⑥情報セキュリティ責任者、情報システムに係る責任者等を集めた府省庁内横断的な連絡会議等を行っているか	官房、人事、内府、宮内、公取、金融、総務、法務、外務、財務、厚労、農水、国交、環境	警察、経産、防衛 ・ 一方的な伝達・説明の場としてではなく、情報セキュリティ対策の実施等に直接携わる職員による議論や意見交換がなされるなど、実務に則した情報セキュリティ対策を検討するための場として機能している会議等を開催している。	
		【支分部局ごとの担当者の設置】 ⑦地方支分部局等を持つ場合に、情報セキュリティに係る責任者及び担当者をそれぞれの支分部局ごとに置いているか	人事、内府、宮内、公取、法務、外務、財務、厚労、農水、国交、環境、防衛	警察、総務、経産 ・ 地方支分部局等に情報セキュリティに係る責任者・担当者が配置され、地方機関と効果的な情報共有を図るための措置を講じている。	
	規程	【責任者による実施手順書等の内容確認】 ①情報システムに係る実施手順等の策定に当たり、当該情報システムの情報システムセキュリティ責任者がかわり、内容を確認しているか [政府機関統一基準5.2.1(1)(a), 5.3.1(1)(a)]	法制、人事、公取、警察、金融、総務、法務、外務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境、防衛		
		【情報セキュリティ関係規程の見直し】 ②情報セキュリティ関係規程の見直しを行う必要性の有無を適時検討し、必要があると認められた場合にその見直しをしているか [政府機関統一基準2.4.1(1)(a)]	官房、法制、人事、内府、宮内、公取、警察、金融、総務、法務、外務、財務、厚労、農水、経産、国交、環境、防衛		
	啓発	【一般職員向け実施手順等の平易化】 ①一般職員向けの実施手順等は、その策定にあたり、遵守事項を漏れなく含めるだけでなく、理解しやすいものとするに努めたか	官房、人事、内府、宮内、公取、警察、金融、総務、法務、外務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境、防衛		
		【一般職員向け実施手順等の参照の容易化】 ②一般職員向けの実施手順等は、府省庁内ウェブサイト等の分かりやすい場所に置いて日常的に参照可能としているか	法制、人事、内府、宮内、公取、総務、法務、外務、財務、文科、厚労、農水、国交、環境	警察、金融、経産、防衛 ・ ウェブサイトによる実施手順の周知において、目的等から関連する実施手順等を検索できるFAQの充実や、実施手順書の遵守事項から帳票や手続画面へのリンクの設定等、一般職員にとり利便性の高いものとするための措置がとられている。	
【ひやり事案を含む障害等の事例の活用】 ③組織内外のひやり事案を含む障害等の事例を活用しているか ・ 事例収集 ・ モデル化 ・ 訓練・教育への活用		人事、内府、宮内、公取、警察、金融、総務、法務、外務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境、防衛			
周知	【教育計画の策定】 ③教育に関する計画が定められているか [政府機関統一基準2.2.1(1)]	警察、金融、総務、法務、外務、文科、厚労、経産、環境			
	【責任者、管理者の役割に応じた教育の企画】 ④教育に関する計画では、情報セキュリティに係る責任者及び管理者の役割に応じた教育を企画しているか [関連: 政府機関統一基準2.2.1(1)]	人事、宮内、公取、警察、金融、総務、法務、外務、財務、厚労、環境、防衛			
	【教育計画策定時における人事部門等との調整】 ⑤教育の年次計画を定める際には、人事部門、情報システム部門等、関係者と調整をしているか(府省庁教育メニューへの組み込み、情報システム部門の支援等、教育の準備及び実施のための条件整備)	警察、法務	公取、金融、総務、外務、厚労、経産、防衛 ・ 府省庁全体の研修計画に府省対策基準や実施手順に係る教育が含まれており、異動、昇進等の際の実施される教育に当該教育も統合されている。		
	【対象者の役割に応じた教育教材の整備】 ①すべての対象者(一般職員、各責任者・管理者)に対して、教育教材が整備されているか [政府機関統一基準2.2.1(1)]	人事、警察、金融、法務、外務、厚労、経産、国交、防衛			
	【システムの更新、事故等の教育教材への反映】 ②教育教材は、情報システムの更新、セキュリティ事故の状況等を反映して更新されているか	警察、金融、総務、法務、財務、文科、厚労、農水、経産、環境、防衛			
	【教育受講状況の管理】 ⑦教育の受講状況を管理する仕組みはできているか [政府機関統一基準2.2.1(1)(e)]	法制、人事、宮内、公取、警察、金融、法務、財務、厚労、農水、経産、国交、環境、防衛	総務、外務 ・ 情報セキュリティ教育の受講状況管理がシステム化されており、当該システムを有効に活用した受講率向上のための取組みを実施している。		

		【教育の理解度の確認】 ⑧教育の実施時等に、試験等により職員の理解度を確認しているか	警察、法務、外務、厚労、防衛	総務 ・ 情報セキュリティ教育に係る職員の理解度調査がシステム化されており、当該システムを有効に活用した理解度向上のための取組みが実施されている。	
		【人事異動等に伴う教育の実施】 ⑥行政事務従事者の転入や情報セキュリティに係る責任者及び管理者の指名にあわせて、役割に応じた教育を行っているか	公取、警察、金融、総務、法務、外務、厚労、農水、経産、防衛		
実施	業務改善	【IT活用等による対策実施の自動化、強制化】 ①対策を確実に実施するために、IT活用等により対策実施の自動化や強制をしているか 例：外部記録媒体に格納する情報の暗号化の強制	官房、法制、人事、内府、宮内、公取、警察、金融、総務、法務、外務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、防衛		
		【一般職員向けの注意喚起】 ①一般職員向けの注意喚起(ウイルスについての警告、ソフトウェアの更新指示等)を、府省庁内ウェブサイトへの掲載、電子メールでの通知又は文書での通達等により適時に広く周知しているか	全府省庁		
	異常	【障害対応に係る対応手順の整備等】 ②障害等が発生した際の対応手順があるか、また、発生時に容易に参照できるようになっているか 例：ウイルス感染時の対応手順 情報システムの停止時の代替業務手順	法制、人事、内府、宮内、公取、警察、金融、総務、法務、外務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境	防衛 ・ 障害等の発生に係る対応手順について、その参照を容易とするための措置に加え、当該対応手順の内容の妥当性を演習等により検証し、内容の改善に努めている。	
		【再発防止のための措置の実施】 ③障害等が発生した場合に、その原因を調査して再発防止策を策定し、必要な措置を講じているか。 [政府機関統一基準2.2.2(3)(a), (b)]	官房、法制、人事、内府、宮内、警察、金融、総務、法務、外務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境、防衛		
		【例外措置に係る適用期間等の検討】 ①採用した例外措置について、継続することの妥当性を適時に判断しているか、また、例外措置を終了するための検討や準備を行っているか(予算措置、基準への反映の要求等)	人事、宮内、公取、警察、金融、総務、法務、外務、財務、国交、環境		
	調達・外部委託	【調達仕様への記載事項の標準化等】 ①調達仕様に記載する情報セキュリティ関連事項について標準を定め、手順書や雛形に含めて示しているか [関連：政府機関統一基準4.3.1(1)(b), (c), 6.1.1(1)(a), (b), (2)(c), 6.1.2(1)(b), (2)(a), (b), (c), 6.1.3(1)(a), (b)]	官房、法制、人事、内府、宮内、公取、警察、金融、法務、外務、厚労、農水、経産、国交、環境	防衛 ・ 機器等及び外部委託に関する調達仕様に記載する事項を定めた標準があり、政府機関統一基準で定められた事項が当該基準に網羅的に含まれている。	
		【契約書への記載事項の標準化等】 ②契約に記載する情報セキュリティ関連事項について標準を定め、手順書や雛形に含めて示しているか [関連：政府機関統一基準6.1.2(4)(a)]	官房、法制、人事、内府、宮内、公取、警察、法務、外務、厚労、農水、国交、環境	金融、経産、防衛 ・ 契約に記載する事項を定めた標準があり、政府機関統一基準で定められた事項が当該基準に網羅的に含まれている。 ・ 会計担当課が策定している府省庁内標準の契約雛形に情報セキュリティ関連項目を設けており、政府機関統一基準で定められた事項が当該雛形に網羅的に含まれている。	
【カスタマイズを想定した調達の雛形等の策定】 ③調達・契約の手順書や雛形は、留意点を記述する等により、案件ごとにカスタマイズして運用できるようになっているか		官房、法制、人事、内府、宮内、公取、警察、金融、法務、厚労、農水、経産、国交、防衛	外務、環境 ・ 調達・契約の雛形が具体的に整備されており、また、雛形が適用できない箇所等については、情報セキュリティに係る専門的な知見を有する者が個別に内容を確認・決裁する手続となっている。		
評価と改善	評価	【自己点検計画の策定】 ①当該年度の自己点検計画が定められているか [政府機関統一基準2.3.1(1)(a)]	官房、法制、人事、宮内、公取、警察、金融、総務、法務、外務、財務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境、防衛		
		【自己点検結果に基づく改善指示等の有無】 ②自己点検結果に基づき、その評価及び必要な場合に改善指示がなされているか [政府機関統一基準2.3.1(5)]	全府省庁		
		【情報セキュリティ監査計画の策定】 ③当該年度の情報セキュリティ監査計画が定められているか [政府機関統一基準2.3.2(1)(a)]	全府省庁		
		【過去の監査結果を考慮した監査計画の策定】 ④以前実施した監査結果で明らかになった課題及び問題点の改善状況についての監査が当該年度の情報セキュリティ監査計画に盛り込まれているか [関連：政府機関統一基準2.3.2(1)(a)]	公取、警察、金融、総務、法務、外務、農水、経産、国交、環境、防衛		
		【監査報告の実施】 ⑤当該年度の監査報告が行われているか [政府機関統一基準2.3.2(5)]	官房、法制、人事、内府、宮内、公取、警察、金融、総務、法務、外務、文科、厚労、農水、経産、国交、防衛		
		【最高情報セキュリティ責任者への監査報告書の説明】 ⑥監査報告書の内容を最高情報セキュリティ責任者に(単に提出するだけでなく)説明しているか	官房、法制、内府、宮内、公取、警察、金融、総務、法務、外務、厚労、農水、経産、国交、環境		
		【監査報告書に基づく対応の実施】 ⑦監査報告書の内容を踏まえ、改善のための以下の措置をとっているか a. 指摘事案に対する対応実施の指示(最高情報セキュリティ責任者) b. 同種の課題及び問題点の有無についての確認の指示(最高情報セキュリティ責任者) c. 改善を指示された事案についての対応計画(達成可能な対応目標の設定を含む。)の作成と報告(情報セキュリティ責任者) d. 情報セキュリティ関係規程の妥当性評価と必要に応じ見直しの指示(情報セキュリティ責任者) [政府機関統一基準2.3.2(6)(a), (b), (c), (d)]	官房、法制、人事、内府、宮内、公取、警察、金融、法務、外務、財務、文科、農水、経産、国交、防衛	総務 ・ 監査における指摘事項に基づく改善において、チェックシートを用いた処理手続の整備等、対応をより確実なものとするための措置を講じている。	

官房：内閣官房 法制：内閣法制局 人事：人事院 内府：内閣府 宮内：宮内庁 公取：公正取引委員会 警察：警察庁 金融：金融庁 総務：総務省 法務：法務省
 外務：外務省 財務：財務省 文科：文部科学省 厚労：厚生労働省 農水：農林水産省 経産：経済産業省 国交：国土交通省 環境：環境省 防衛：防衛省